

1. 件名：ウラン加工施設を対象とした重要度評価手法の試運用に関する面談（第3回意見交換会）

2. 日時：令和3年10月19日（火）13：30～16：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、福原監視指導官、横塚技術研究調査官

検査監督総括課 検査評価室

米林上席監視指導官、笠川室長補佐

日本原燃（株）濃縮事業部 濃縮保全部 部長 他6名

（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 参事 他4名

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 技術主幹  
他7名

三菱原子燃料（株） 安全・品質保証部 主幹

日本核燃料開発（株） 保安管理部 部長 他3名

東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課  
課長 他3名

立教大学 原子力研究所 管理室長

原子燃料工業（株） 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

京都大学 複合原子力科学研究所 安全管理本部長 他1名

5. 要旨

令和3年8月27日の面談に引き続き、以下の事例について、原子力規制庁及びウラン加工施設を有する事業者等（以下「事業者等」という。）がそれぞれ重要度評価を実施し、その評価結果について意見交換を行った。本意見交換により、以下のような課題等が確認され、原子力規制庁においてとりまとめ、再度検討することとした。

今後のスケジュールについては、原子力規制庁より改めて連絡することとした。

【評価を行った事例】

事例1：ウラン濃縮工場管理廃水処理室内におけるシリンダ洗浄後の廃水の漏えいについて

事例2：廃棄物処理施設の火災について

事例3：第2-2燃料棒加工室の負圧異常

(1) フロー図中「Ⅱ-A」について

- 設置許可申請書の記載された事象が DBA であるとの認識は共通であるものの、DBA の中身については施設の安全設計によって違うので、その情報が無いと判断に相違が発生する。
- 実用炉では DBA (冷却材喪失事故等) が発生すると「白」以上になることが想定されるため、フローの設問内容は実用炉の考え方と整合している。

(2) フロー図中「Ⅱ-B」について

- 事例 3 の評価において、事象が発生した部屋においてはウランの取扱いはなかったが、機器、配管等に付着している少量のウランの存在は否定できない。このような場合、施設への安全機能への影響をどのように評価すべきか、人によって判断が分かれてしまうおそれがある。

(3) フロー図中「Ⅲ」について

- 液体に対しての防護策が堰のみの場合、堰内漏えいであっても防護策が 1 以下となり、SERP で詳細評価を実施することになる。
- 堰が 2 重になっている施設、床が樹脂塗装で液体は染み込まないため部屋そのものが堰の機能を代替する施設もある。その場合は堰内漏えいであっても防護策が 1 以下とならないなど施設の設計によって判断が変わることになる。

(4) その他

- 参加者より、本フローにおける閉じ込め機能における評価対象は従業員ではなく、公衆であることで間違いはないか確認があり、原子力規制庁より、現行許認可との整合の観点から、公衆で評価する旨を回答した。
- 原子力規制庁より、フロー図中の設問を更に簡略化することについての是非に関して意見を募ったところ、簡略化せず現行案を改善すべきとの意見が多数を占めた。
- 評価事例については、ウラン加工施設には存在しない施設を設定するのは控えていただきたいとの意見があった。

## 6. 配布資料

資料 1 第 2 回事例検討会のまとめ

資料 2 国内加工施設における重要度評価事例